

## 複数年にわたる委託契約へのスライド条項 (賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用について

本説明書は、複数年にわたる委託契約へのスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用について、賃金水準の変動による契約金額の変動額(以下「スライド額」という。)の算定方法や市及び受注者間における協議の進め方等について、受注者の方向けに整理したものです。

### 1 適用対象契約

- (1) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号から第5号のうち、人的労働が中心となる業務委託  
(日常的な清掃、人的な施設管理業務委託、人的な警備業務(機械警備除く)、設備及び機器の運転・監視業務など)
- (2) 債務負担行為を設定した人的労働が中心となる業務委託の契約うち、発注課がスライド条項を適用すると判断した業務委託

※ 基準日以降、残りの履行期間が2カ月以上ある契約(基準日及び残りの履行期間の定義は下記4で定めるとおり)。

### 2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、入札公告・指名通知・見積依頼等(以下「入札公告等」という。)の際に、次の①～④の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- ① 入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)を適用する契約である。」等の文言を記載
- ② 入札公告等に「入札にあたっての注意事項」(別紙1)を添付
- ③ 仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」(別紙2。以下「スライド特記仕様書」という。)を添付

※ このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような基準(賃金変動率等)で契約変更を行うかを入札(見積)条件として明示

### 3 契約締結時の注意点

- ① 賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項(別紙3。以下「スライド条項」という。) 契約締結の際には、契約書にスライド条項(別紙3)を添付します。

#### ② 直接人件費内訳書

契約締結時に、直接人件費の額等を記載した契約金額内訳書(別紙4)を提出いただきます。

#### 4 スライド額の算出

契約締結時に受注者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基にスライド額を算出します。

履行開始日から 12 カ月経過した基準日時点の、最低賃金を基に計算した未履行分の変動後委託料(税抜)から、未履行分の委託契約金額(税抜)を差し引いて変更額を算出し、この変動額から未履行分の委託契約金額(税抜)に「1%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を税抜の「スライド額」とします。変更契約金額は、税抜のスライド額に消費税を乗じた額とします。(計算例:別添1)

※人件費の算定については、長野県最低賃金を用いることとし、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。複数回行う場合は、当該基準日時点の最低賃金と、前回基準日時点の最低賃金とを比較した変動率を乗じた値を上限とします。

なお、請求日及び基準日等の定義は以下のとおりとします。

- ・ 請求日…スライド変更の可能性があるため、市又は受注者が契約金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日。
- ・ 基準日…原則、請求月の1日とする。最低賃金の変動率等を算出する基準となる日。
- ・ 残りの履行期間…基準日以降の履行期間とする。

#### ※スライド額算出にあたっての留意事項

- ・ スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・ 基準日は、請求日とすることを基本とします。また、請求日から起算して 14 日以内で、市と受注者が協議して定める日とすることも可能とします。
- ・ 消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた 1 円未満の端数については切り捨て処理を行い、最低賃金変動率の計算時には小数点以下第 8 位を四捨五入し、それ以外(変動額、請求者負担等)の計算時に生じた 1 円未満の端数については四捨五入処理をします。

【例】最低賃金変動率:1.02987654…⇒1.0298765(※小数点以下第 8 位を四捨五入)

変動額:123,000.4…円⇒123,000 円(※1 円未満を四捨五入)

#### 5 スライド額の協議(別添2「スライド協議フロー図」参照)

##### (1)スライド額の確認【市及び受注者】

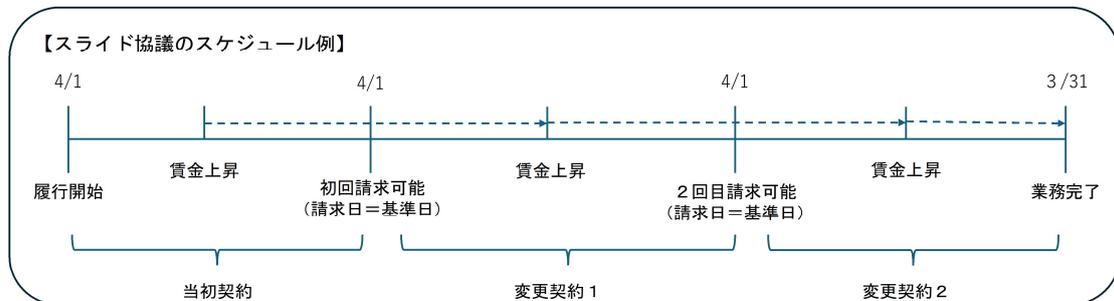
契約変更の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議請求可能日の 1 カ月前(履行開始日から 11 カ月経過後)を目途に、市が提示する「4 スライド額の算出」に基づき試算したスライド額をご確認いただき、(2)以降の手続きに係る準備を進めていただくようお願いします。

##### (2)スライド額の請求【受注者】

スライド協議の請求は、履行開始から 12 カ月(2 回目以降は前回スライド基準日から 12 カ月、

以下同じ。)経過後から可能です。請求可能日になりましたら、できるだけ早くスライド協議の請求書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について」(様式 1)をご提出ください。また、契約金額の変更を希望しない場合も、様式 1 にその旨を記載して、提出をお願いします。

なお、請求に際しては、残りの履行期間が基準日から 2 カ月以上あることが必要です。



### (3) スライド額の基準日及び協議開始日の設定【市】

市から受注者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項に規定する基準日及び協議開始の日(通知)」(様式 2)により通知します。

### (4) スライド額の算出【市】

市は、スライド特記仕様書で明示した算出方法にて、スライド額を算出します。

### (5) スライド額の協議【市及び受注者】

算出したスライド額について、市と受注者で書面(様式3※)により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日(スライド協議開始日から 14 日後(休日を含む。))の日までに承諾書(様式4)を提出してください。回答期日までに承諾をいただけない場合は、スライド条項第 1 条第 3 項ただし書きの規定に基づき、市から受注者に対し、書面(様式5)によりスライド額を通知します。

※ スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を超えない場合は、「スライド額=0円」として、様式6により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

3 年目以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。

## 6 契約変更

市と受注者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

契約変更の際、「労働者への適切な賃金水準の確保について」(別紙5)をお渡ししますので、本制度の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応していた

だきますようお願いいたします。

#### 7 契約保証金、延滞金及び違約金

契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の基準額は、年額相当の金額とし、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

- ・ 契約保証金については、本制度の適用により契約金額を変更した場合であっても、増加額分を増徴しないものとします。
- ・ 延滞金及び違約金については、契約金額を基に算出するため、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額を基に算出します。

#### 8 実施時期

令和8年度から履行期間が始まる契約から適用します。なお、対象契約に係る契約変更は、履行開始日から12カ月経過後からのため、実際に契約金額が変動するのは令和9年度以降です。

※ すでに公告済み、又は契約済みの案件は、本制度の対象とはなりません。

# 別添1

## 【計算例】

〇〇業務委託(令和7年4月1日履行開始、3年間長期継続契約)

R6最低賃金 998 円

R7最低賃金 1,061 円

## 内訳書

区分	金額	備考
直接人件費	5,000,000	直接業務に従事する者に係る給与
直接物品費	100,000	直接業務に従事する者が業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用
業務管理費	300,000	業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な上記項目以外の費用
一般管理費等	600,000	企業を維持経営していくために必要な上記項目以外の費用で、一般管理費及び営業利益
計(税抜)	6,000,000	落札額
(消費税額)	600,000	
合計	6,600,000	契約(委託)金額(年額)

〇1回目のスライド(基準日 令和8年4月1日) 未履行2年間

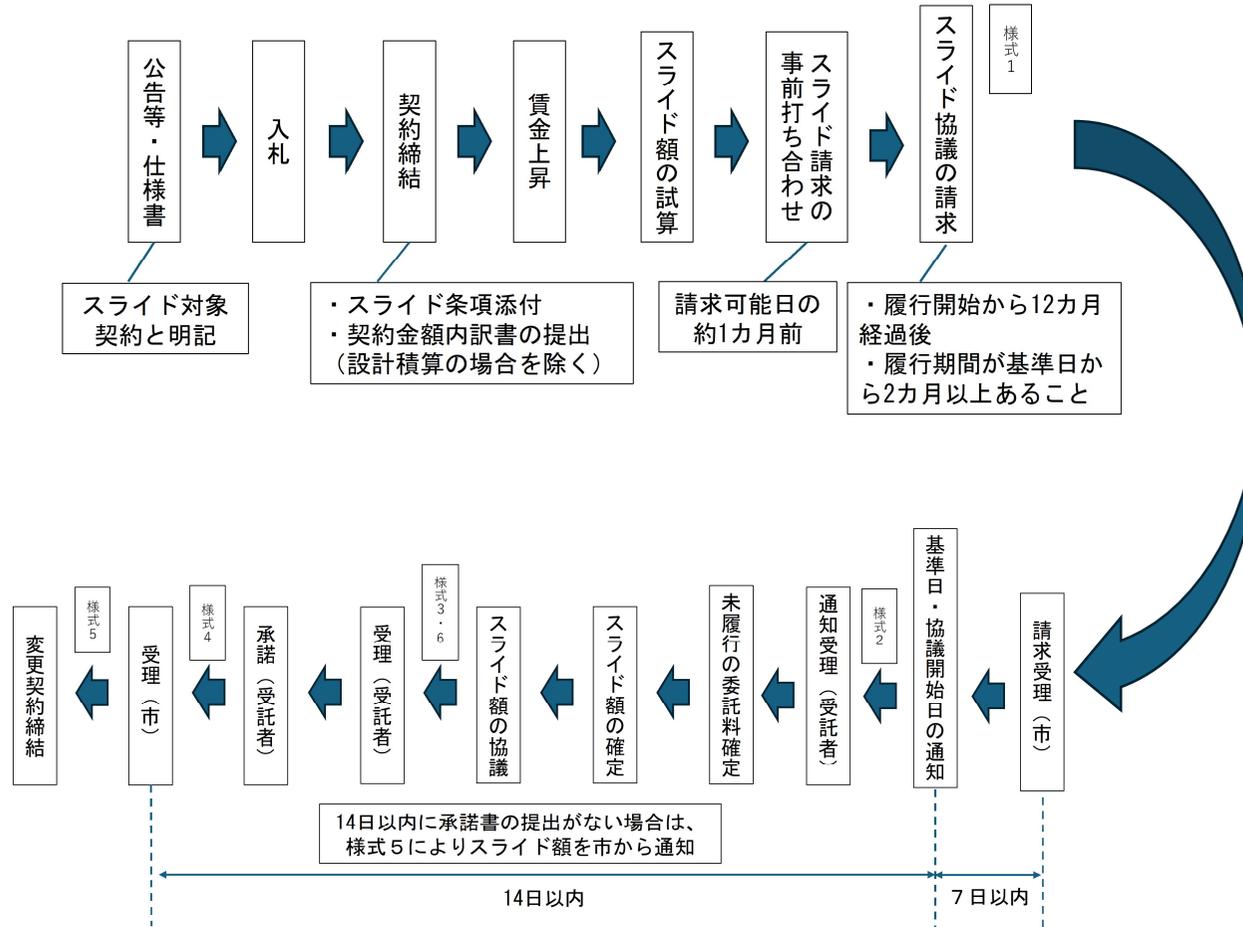
令和8年度のスライド額

直接人件費	5,315,631	$5,000,000 \times 1.06312625$
直接物品費	100,000	
業務管理費	300,000	
一般管理費等	600,000	
計(税抜)	6,315,631	
(消費税額)	631,563	
合計	6,947,194	
変動後未履行委託料金額(税抜)	6,315,631	
変動前未履行委託料金額(税抜)	6,000,000	
請求者負担分	60,000	$6,000,000 \times 1.0\%$
変更額(税抜)	255,631	
(消費税額)	25,563	
変更額	281,194	

令和8年度の内訳書となる。

- ・ 変更業務委託料 増加額 281,194 円
- ・ 令和9年度の契約金額 6,881,194 円

【スライド協議フロー図】



(別紙1)

### 入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※ 本制度の詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項の適用について」をご覧ください。

契約変更にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12カ月経過後(2回目以降は前回スライドから12カ月経過後)以降に提出してください。

(別紙2)

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る  
特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項を適用する契約である。

1 本委託業務における直接人件費とは、受注者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法(昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号)第 11 条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

2 本委託業務における賃金水準とは、長野県最低賃金のことである。

3 本契約の変更金額は、本契約締結時に受注者から提出された契約金額内訳書により算出する。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前委託金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 前項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、原則請求のあった日の属する月の1日を基準とし、賃金水準の変動率等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(別紙4)

委託業務名	
契約全体の月数	ヵ月

12ヶ月分の契約金額(税抜)の内訳書を入力してください。

※黄色のセルに入力

番号	項目	金額	内容
①	直接人件費		直接業務に従事する者に係る給与(法定福利費除く)
②	直接物品費		直接業務に従事する者が業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用
③	業務管理費		業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な①②以外の費用(総合調整費、福利厚生費、通信交通費、安全管理費、技術管理費など)
④	一般管理費等		企業を維持経営していくために必要な①～③以外の費用で、一般管理費及び営業利益
⑤	合計(税抜)	0	①～④の合計額
⑥	消費税相当額	0	⑤×10%(1円未満端数切捨て)
⑦	合計(税込)	0	⑤+⑥

(別紙5)

(受注者) 様

長野市長 荻原 健司

### 労働者への適切な賃金水準の確保について

当市においては、複数年にわたる委託契約にわたる業務委託の一部について、最低賃金に一定以上の上昇がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入しました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 労働者への賃金水準の引き上げ
- 2 発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先の事業者において「1」を行うために必要な額による再委託に関する契約の締結並びに労働者への適切な水準の賃金の支払を再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮

**【発注課】**

長野市役所 ○○部○○課

担当：

TEL:

E-mail: